

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年1月20日午後1時30分から令和3年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
係長	及川靖
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	及川靖
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第1回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には11番小坂倫充委員、12番小野まり子委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 議 長 ——なしの声あり——
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
 事務局 に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 第2番委員 番号1番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。
 2番 高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。1月15日午後に、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
 譲受人である[]が、宅地分譲地7区画を造成するため、農地所有者の[]さんから田を売買により取得し、転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業費については、金融機関からの借入及び自己資金により実施することを確認しております。
 現地は、東側は宅地、その他は水路と隣接しておりますが、側溝工事を行い、水路機能を維持する計画となっており、周辺農地及び水路への影響は、発生しないものと考えられます。
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。
 議 長 つづいて、番号2番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。
 第17番委員 17番 佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。1月15日午後に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。
 借受人の[]が太陽光発電装置を設置して使用するため、農地所有者の[]さんから田を賃貸借により借受け、転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。
 現地は、東側と西側は田、北側は水路、南側は道路と隣接しておりますが、地面と畦畔はそのままの状態で使用し、周囲にフェンスを設置し、進入防止の対策を行う計画であることから、周辺農地及び環境への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

なお、近年増加傾向にあるカメムシ被害が懸念されるので、借受人には草刈り等の管理を怠らないよう要望するものとします。

以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 9 番 委員 9 番 菊地です。番号 2 番の案件について、賃貸借とありますが、契約期間は何年なのでしょう。また、太陽光事業が途中で中止になった場合、その後の取り扱いはどうなるのでしょうか。

事務局 申請書では契約期間は 20 年となっております。しかし、農地法上は 20 年の賃貸借は永久転用扱いとなることを県南広域振興局に確認しておりますので、議案書には永久転用と記載しております。

また、事業者が農地転用許可証に基づき、事業完了後に登記簿の地目変更を行えば農地ではなくなります。ただし、農地法は現況主義ですので、事業中止後に作付けが再開されれば農地として農地台帳に掲載されます。そのまま農地以外で使用する場合は農地とはみなされません。いずれの場合でも農地転用が許可されたことには違いありません。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 3 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。

ここで、所有権移転番号 4 番及び利用権設定番号 13 番、14 番の案件について、7 番高橋正則委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

これより、所有権移転番号 4 番及び利用権設定番号 13 番、14 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号 4 番及び利用権設定番号 13 番、14 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

7番 高橋正則委員の入席を許します。

7番 高橋正則委員、案件については、原案のとおり決定しました。

議長 長 続いて、利用権設定番号5番、6番、73番の案件について、5番高橋重貴委員が農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

これより、利用権設定番号5番、6番、73番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号5番、6番、73番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5番 高橋重貴委員の入席を許します。

5番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。

議長 長 それでは、議案第3号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年第1回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時00分